

＜平成24年度薩摩川内市事務事業評価表＞

1 事務事業の位置付け(Plan)									
事務事業名	障害福祉サービス等利用者負担額助成事業				担当者	後藤里美			
所管部課名	障害・社会福祉課				事業の根拠 (根拠法令)	薩摩川内市障害福祉サービス等利用者負担額助成要綱			
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理								
総合計画上の 位置づけ	施策の 基本方針	政策 (章)	健康で共に支え合うまちづくり			主要施策 (節)	障害者(児)福祉の推進		
						施策 (項)	障害者(児)福祉の充実		
予算科目 等	会計	一般会計			款	民生費			
	項	社会福祉費			目	身体障害者福祉費			
	事項	一般障害者自立支援事業費			細事項	一般障害者自立支援事業費			
事業の概要									
障害福祉サービス等利用者負担金の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、障害者(児)の福祉の増進を図るもの。									
2 事務事業の実施 (Do)									
事業の 内容	対象 (誰を、何を 対象とする 事業か)	指定障害福祉サービス等利用者			事業開始年度		平成19年度		
	手段 (市がどの ような活動 をするか)	利用者等からの助成申請書を審査し、支給決定。本人の委任に基づき、指定障害福祉サービス事業者に助成金を支払う。 (代理受領。本人は、助成後の自己負担額を事業者を支払う。)	活動指標 (市として何を行うか?)	指標名	障害者福祉に資する				
				最終目標値	なし				
				最終年度	-				
	意図 (どのような 目的で事業 を行うか)	障害者(児)の経済的負担を緩和し、障害者福祉の増進を図る。	成果指標 (活動をした上で、目標となる成果をどのように設定するか?)	指標名	経済的負担緩和				
				最終目標値	なし				
最終年度				-					
経費及び 指標の 推移	項目	単位	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 予算額	平成25年度 見込み	平成26年度 見込み		
	事務事業費	千円	1,595	1,427	2,000	2,000	2,000		
			扶助費	1,595	1,427	2,000	2,000	2,000	
	要員配置状況	人	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
	職員		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
	嘱託員								
	臨時職員等								
	活動指標の推移		障害福祉に資するため事業を実施する。						
	成果指標の推移		経済的負担の緩和を成果として事業を実施する。						
	財源内 訳	事務事業費	千円	1,595	1,427	2,000	2,000	2,000	
国・県支出金		0		0	0	0	0		
その他		0		0	0	0	0		
一般財源		1,595		1,427	2,000	2,000	2,000		

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☐ 妥当である ☒ 改善の余地はある ☐ 妥当でない (上記選択の理由) 利用者負担金の一部助成は障害者の経済的負担を軽減する妥当な手段ではある。ただし、第一段階として、障害者自立支援法の規定により、利用者負担は、1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定がある仕組みとなっている。この市独自の助成の妥当性や助成率の妥当性については、市の財政状況等から、見直しを要すると考えている。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市で実施すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 事業内容から、民間で実施するものではなく、市で実施すべきものと判断される。
効率性	事業費の削減余地 ☒ 削減余地がある ☐ 削減余地はない ☐ 妥当でない (上記選択の理由) 対象・手段の妥当性と同様、効率性の点からも見直しを要すると考えている。
	人件費の削減余地 ☐ 削減余地がある ☒ 削減余地はない (上記選択の理由) 適正な助成を行うため、必要最小限の人員で助成申請書の審査等を行っている。また、受領方法についても、本人の委任に基づき福祉サービス事業者が行っており、すでに効率化されている。定期的な事務処理に係るものであるため、削減は困難である。
有効性	成果の達成度 ☒ かなり高い ☐ やや高い ☐ 低い (上記選択の理由) 障害者自立支援法の規定により、利用者負担は、1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定がある仕組みとなっている。さらに助成を行うことについても、障害者の経済的負担を軽減し、サービス利用が容易になることにつながっている。
	成果の向上余地 ☐ かなりある ☐ ある程度ある ☒ ほとんどない (上記選択の理由) 成果の達成度と同様、初期の目的は達成していると考えている。
4 事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価 (一次)	内部評価結果 今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 → 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☒ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 上記方向の理由 市の財政状況から、市の一般財源による扶助費についても事業の見直しの必要性がある。障害者自立支援法においては、平成22年に低所得の方により配慮した「所得に応じた負担上限月額の見直し」が行われた。この時、市の助成は、据え置いた経緯もあり、今回、やむを得ず縮小の方向性とした。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 必要最小限の人員により申請書等の審査を行い、助成を行う内容であり、事業としては、効率性も有効性も達成されている。市の財政状況を見ながら、慎重に見直しの内容判断を行っていく予定である。
外部評価 (二次)	外部評価結果 事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 → 今後の方向 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 外部評価結果のまとめ

障害福祉サービスに係る利用料（自己負担）助成

当初（H18）

所得区分		自己負担 上限額	助成率
一般	市民税課税世帯	37,200円	所得割16万 (児は28万) 円以上 2割
			所得割16万 (児は28万) 円未満 4割
低所得2	市民税非課税世帯 (低所得1を除く)	24,600円	6割
低所得1	市民税非課税世帯で 本人の年収80万円以下	15,000円	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	



現在（H22～）

所得区分		自己負担 上限額	助成率
一般2	市民税課税世帯 (一般1を除く)	37,200円	2割
一般1	市民税課税世帯(障害者) 所得割16万円未満	9,300円	4割
	市民税課税世帯(障害児) 所得割28万円未満	4,600円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	